

公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、身体障害者の更生福祉の増進および社会参加の促進を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者の更生福祉の増進に関する事業
- (2) 身体障害者の文化教養の向上に関する事業
- (3) 身体障害者の職業、生活、就職、機能回復訓練等の社会参加促進にかかる相談および指導に関する事業
- (4) 身体障害者福祉の調査、研究に関する事業
- (5) 身体障害者福祉の機関紙等の発刊に関する事業
- (6) 社会福祉諸団体との提携協力に関する事業
- (7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業のうち身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)にいう身体障害者福祉センターとしての滋賀県立障害者福祉センターの管理運営に関する事業
- (8) 滋賀県障害者社会参加推進センター運営受託に関する事業
- (9) 滋賀県心身障害者扶養共済制度(昭和45年滋賀県条例第18号)に基づく扶養共済制度事務の受託に関する事業
- (10) その他この法人の目的達成に必要な事業。

第3章 資産および会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 3 前1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第8条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員13名以上15名以内を置く。

(選任および解任)

第11条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

へ ロまたはニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益社団法人および公益財団法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事または監事を兼ねることができない。

4 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届けるものとする。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員に対する報酬は、別に定める。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の実費を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員ならびに理事および監事の選任および解任
- (2) 貸借対照表、正味財産増額計算書および財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分または除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び

場所、目的である事項があるときは、その事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中からその都度互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他の法令で定められた事項

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が議長とともに記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 18 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長を除く理事のうち 3 名を副会長とする。

3 会長および副会長を除く理事のうち 1 名を常務理事とする。

4 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長および常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者または 3 親等内の親族その他法令に定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事につい

ても同様とする。

- 4 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることはできない。
- 6 会長、理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届けるものとする。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長および常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された理事または監事の任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事および監事に対する報酬は、別に定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の実費を支払うことができる。

(役員責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事業の内容、当該役員が職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および常務理事の選定および解職
- (4) その他法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長が議長の職務を代行する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 顧 問

(顧問)

第 36 条 この法人に顧問を 2 名以内置くことができる。

- 2 顧問は、会長経験者等から、理事会において任期を定めた上で、選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その任務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第 37 条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して参考意見を述べることができる。

第 9 章 事 務 局

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

第 10 章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第 40 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人または公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び公益財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、中 村 裕 次 とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 24 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成29年3月17日から施行する。